

# 令和7年度

# 償却資産(固定資産税)申告の手引

## 提出期限 1月31日(金)

提出期限が近づきますと窓口の混雑が予想されますので、1月24日(金)までの提出に御協力をお願いします。電子申告(eLTAX)又は郵送でも提出ができます。

### 《目次》

I 償却資産とは・・・1ページ	IV 償却資産の課税について・・・13ページ
1 償却資産とは	1 課税標準、税率、税額、納期・納期限、免税点
2 償却資産の具体例(業種別)	2 価格等の決定、課税台帳の閲覧、審査の申出
3 償却資産の具体例(種類別)	3 評価額の算出方法
4 償却資産の範囲	4 評価額の計算例
5 建築設備等における家屋との区分	5 実地調査への御協力をお願い
II 償却資産の申告・・・5ページ	6 過年度への遡及について
1 申告が必要な方	7 不申告、虚偽の申告について
2 国税(法人税及び所得税)との主な相違点	V よくある質問・・・16ページ
3 申告書の作成と提出	固定資産税の特例措置等の御案内・・・18ページ
4 申告書の提出期限及び提出先	償却資産の御案内・・・22ページ
5 課税標準の特例と非課税	
III 申告書の書き方(記載例)・・・9ページ	
1 償却資産申告書(償却資産課税台帳)	
2 種類別明細書(増加資産・全資産用)	

### 《申告にあたってのお願い》

□控の返送が必要な場合、切手を貼付した封筒を同封してください。

令和6年10月1日(火)から郵便料金に変更されています。

定形郵便	84円、94円→110円
定形外50g以内	120円→140円
定形外100g以内	140円→180円

□提出先の間違いが多くなっています。

郵送の際は「かわさき市税事務所 資産税課 償却資産担当」へ。  
申告書は各市税事務所・市税分室の窓口でも受け付けています。  
償却資産に関するお問合せや御相談は償却資産担当へお願いします。

□本市から送付した申告書以外の用紙で申告をする場合は、所有者コード(11桁)を転記してください。

申告書を郵送で提出する際、封筒に貼り付けて利用してください。



Colors, Future!  
いろいろって、未来。  
川崎市

〒210-8576

川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル3階

かわさき市税事務所資産税課償却資産担当 行

# I 償却資産とは

## 1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（無形減価償却資産は除きます。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号）。

固定資産税は土地や家屋の他に償却資産にも課税され、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産について、その種類、取得時期、取得価額（付帯費も含みます。）、耐用年数等を資産の所在地の市町村長に申告していただく必要があります（地方税法第383条）。

## 2 償却資産の具体例（業種別）

業 種	主な償却資産の例 <small>[]内の数字は資産の標準的な耐用年数です。利用用途や素材によって異なる場合がありますので、詳細は耐用年数表を御確認ください。</small>
共 通	事務机・事務椅子[15 金属製又は8 その他]、応接セット[8]、ロッカー[15]、キャビネット[15]、金庫[5 手摺り又は20 その他]、物置[10 金属製]、壁掛けエアコン[6]、POSレジ[5]、タイムレコーダー[5]、消火器[10]、P C [4]、サーバー[5]、L A N配線[10]、コピー機[5]、外灯[10]、自転車置場[10 樹脂製又は15 金属製]、日除け[15 金属製又は8 その他]、袖看板[18 金属製又は10 その他]、広告用看板[20 金属製又は10 その他]、立看板[3]、蓄電池設備[6]、キュービクル[15]、舗装路面[10 アスファルト敷又は15 コンクリート敷]、屋外給排水設備・屋外ガス設備[15]、電力引込設備[15]
不 動 産 貸 付 業 (アパート経営等)	門・塀[10 金属造又は15 コンクリート造]、側溝[15]、緑化施設(植栽)[20]、機械式駐車設備[10]、太陽光発電設備[17]、郵便受け・宅配ボックス[10]、ごみ置き場[10 金属製]
喫 茶 ・ 飲 食 業	飲食店業用機械及び装置(厨房機器等)[8]、食事・厨房用品[2 陶磁器、ガラス製又は5 その他]、テーブルセット[5]、テレビ[5]、カラオケ[5]、冷蔵庫[6]、ネオンサイン[3]
理 容 ・ 美 容 業	理・美容機器(理・美容椅子、タオル蒸器、パーマ器等)[5]、湯沸器[6]
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯業用機械及び装置(洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機等)[13]、家庭用類似の洗濯機[6]
小 売 業 野菜、果実、食肉、 鮮魚、酒類 等	飲食料品小売業用機械及び装置(切断機、加工機、洗浄機、除去機等)[9]、秤[5]、陳列ケース[6 冷凍機付及び冷蔵機付又は8 その他]、冷蔵庫[6]、自動販売機[5]
自 動 車 整 備 業	自動車整備業用機械及び装置(リフト、ジャッキ、タイヤ・ブレーキ機等)[15]、測定・検査工具[5]、治具及び取付工具[3]
金 属 加 工 業	金属製品製造業用機械及び装置(ボール盤、旋盤、フライス盤等)[6 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属プレート製造又は10 その他]、測定・検査工具[5]、治具及び取付工具[3]
医 療 業	レントゲン機器[6]、調剤機器[6]、消毒殺菌用機器[4]、光学検査機器[6 ファイバースコープ又は8 その他]、手術機器[5]、歯科診療ユニット[7]
農 業	ビニールハウス[14 金属造、8 樹脂造又は5 木造]、農業用機械及び装置(電動機、ボイラー、噴霧機、洗浄機等)[7]
宿 泊 業	宿泊業用機械及び装置(厨房機器、洗濯機、ボイラー等)[10]、ベッド[8]、室内装飾品[15 金属製又は8 その他]

### 3 償却資産の具体例（種類別）

資産の種類		具体例
1	構 築 物	舗装路面、広告用看板、LAN配線、門・塀、側溝、緑化施設(植栽)、外灯、自転車置場
	建 物 附 属 設 備	蓄電池設備、キュービクル、屋外給排水設備・屋外ガス設備、電力引込設備、袖看板、日除け
2	機 械 及 び 装 置	大型特殊自動車(0,00~09 及び 000~099 ナンバーのもの)、機械式駐車設備、太陽光発電設備、飲食店業用機械及び装置(厨房機器等)、洗濯業用機械及び装置(洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機等)
3	船 舶	モーターボート
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(9,90~99 及び 900~999 ナンバーのもの) ※自動車税(種別割)の対象となる自動車、軽自動車税(種別割)の対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除く
6	工 具、器 具 及 び 備 品	事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、物置、壁掛けエアコン、POSレジ、タイムレコーダー、消火器、PC、サーバー、コピー機、立看板、郵便受け・宅配ボックス、ごみ置き場、食事・厨房用品、テーブルセット、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、ネオンサイン、理・美容機器(理・美容椅子、タオル蒸器、パーマ器等)、湯沸器、家庭用類似の洗濯機、秤、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、測定・検査工具、治具及び取付工具、レントゲン機器、調剤機器、消毒殺菌用機器、光学検査機器、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、室内装飾品

### 4 償却資産の範囲

#### (1) 申告の対象となる資産

次のア及びイの要件を満たすものが申告の対象となります。

ア 令和7年1月1日現在事業の用に供することができる土地及び家屋以外の有形固定資産のうち、税務会計上減価償却の対象となるべき資産です。

なお、次のような資産であっても、事業の用に供することができる場合は申告の対象となります。

(ア) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

(イ) 償却済資産（減価償却が終わった資産）

(ウ) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

(エ) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

(オ) 建設仮勘定に経理されているが、既に完成している資産

(カ) 建物勘定（建築設備を含む。）に経理されているものであっても、家屋に含まれない資産

イ 耐用年数が1年を超えて取得価額が10万円以上の資産です。ただし、法人の場合10万円未満の資産でも個別に減価償却した資産は申告の対象となります。

少額の減価償却資産の取扱いは次表を御確認ください。

＜少額の減価償却資産の取扱い＞

項 目	取 得 価 額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
1 一時損金算入 取得価額 10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの <small>(法人税法施行令第133条第1項、所得税法施行令第138条第1項)</small>	申告対象外			
2 3年一括償却 取得価額 20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの <small>(法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項)</small>	申告対象外			
3 リース資産 ファイナンスリース資産取引に係る資産 <small>(法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産)</small>	申告対象外		申告対象	
4 中小企業特例 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの <small>(租税特別措置法第28条の2、第67条の5ほか)</small>	申告対象			
5 個別減価償却（法人のみ） 個別に減価償却しているもの	申告対象			

注) 1、2の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となり申告の必要があります。  
注) 個人が平成11年1月1日前に取得した資産、法人が平成10年4月1日前に開始された事業年度に取得した資産については、お問い合わせください。

(2) 申告の対象とならない資産

- ア 自動車税（種別割）の課税客体となる自動車、軽自動車税（種別割）の課税客体となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車  
**※ナンバープレートの有無で判断するものではありません。**
- イ 牛、馬、果樹、その他生物（観賞用、興行用等のものは申告対象です。）
- ウ 無形固定資産（アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- エ 繰延資産（開業費、開発費等）
- オ 棚卸資産（商品、原材料等）
- カ 美術品等（時の経過によりその価値の減少しない資産）
- キ 劣化資産（冷媒、触媒、熱媒等）

## 5 建築設備等における家屋との区分

(1) 家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となって、その家屋の効用を高めるものは、家屋に含めて取り扱います。これに対して、次に掲げる事業用のものは、償却資産として取り扱います。

- ア 構造的に家屋と一体となっていないもの
- イ 独立した機械及び装置としての性格の強いもの
- ウ 工場等における特定の生産又は業務の用に供される設備等
- エ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格の強いもの（ホテル等の厨房設備、洗濯設備等）

(2) ビル等を借り受けて事業をされている賃借人（テナント）が貸ビル・貸店舗等に施工した内外装・造作及び建築設備等の事業用資産は、償却資産として賃借人に課税されるため、賃借人の方が申告してください。

<家屋と償却資産の区分表>

※この表は、主な設備等の例示です。◎に該当する資産は償却資産として申告してください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	L A N 設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管、配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機等		○			◎
		上記以外の設備	○				◎
監視カメラ（I T V）設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎		◎	
	配管・配線等	○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等） 中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式（洗面器・大小便器等）	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		◎		◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備			◎		◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備			◎		◎
上記以外の設備		○				◎	
その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎	

## Ⅱ 償却資産の申告

### 1 申告が必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付等、事業を行っている方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在の資産の所有状況（種類、取得時期、取得価額、耐用年数等）を申告してください。

リース資産については原則としてリース会社等（貸主）が申告が必要な方となりますが、契約内容によって異なる場合があります。

リース契約の内容	申告が必要な方
通常の賃貸借契約によるリース (所有権移転外リース)	貸主
売買にあたるようなリース (所有権留保付割賦販売)	借主

### 2 国税（法人税及び所得税）との主な相違点

項 目	固定資産税 (償却資産)の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦年	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法 (国税では旧定率法にあたる)	【平成 19 年 3 月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制（建物は旧定額法） 【平成 19 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日取得】 定率法、定額法等の選択制（建物は定額法） 【平成 28 年 4 月 1 日以後取得】 定率法、定額法等の選択制（建物、建物附属設備及び構築物は定額法）
前年中新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳 制 度	認めていない	認めている
中小企業の少額減価償却資産の特例	認めていない	認めている（租税特別措置法）
特別償却・割増償却	認めていない	認めている（租税特別措置法）
増 加 償 却	認めている	認めている（法人税法・所得税法）
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の 5 %	1 円（備忘価額）
改 良 費	区分評価	原則区分評価

### 3 申告書の作成と提出

#### (1) 申告書の作成

提出していただく書類は「償却資産申告書」及び「種類別明細書」です。資産の所在する区ごとに申告書を作成してください。作成方法の詳細は 9 ページから 12 ページの記載例を御覧ください。

## (2) 申告書の提出方法及び申告方式

### ア 書類（紙）による提出

窓口又は郵送で書類を提出する方法です。郵送で提出する申告書の控が必要な方は、控用の申告書のほか、返信先を明記し切手を貼付した封筒を同封してください。

#### (ア) 電算処理方式

評価額等の算出を事業者側で行う申告方式です。令和7年1月1日現在所有している全ての資産を申告してください。**所有者コード欄は、本市から送付した申告書に印字されている所有者コード（11桁）を転記してください。**

#### (イ) 一般申告方式

評価額等の算出を本市で行う申告方式です。本市に既に申告をされている方には、前年度までに申告された資産を印字した種類別明細書を送付しますので、減少等の異動があった資産は抹消・修正を、新たに取得した資産は追加記入をして提出してください。

本市に初めて申告される方は、白紙の種類別明細書に令和7年1月1日現在所有している全ての資産を記載してください。翌年度以降は、申告された資産を印字した種類別明細書をお送りします。

### イ 電子申告による提出

eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用して、申告データを送信する方法です。電子申告の利用方法や申告データの作成方法については、地方税共同機構のホームページを御確認ください。本手引を送付した全ての方に償却資産申告書を同封していますが、電子申告を利用する方は書類の提出は不要です。

## eLTAX(エルタックス)のご案内

・eLTAX（地方税ポータルシステム）は、地方税の申告（申請）から納税まで、インターネットで行えます。申告と納税は、便利なeLTAXをご利用ください。  
（対象税目については、eLTAXホームページをご覧ください。）

・eLTAXは、利用者の方が安心して利用できるセキュリティ対策を行っています。

**こんなメリットがあります！**

- eLTAXのサービスは無料でご利用いただけます。
- 自宅やオフィスからインターネットを利用して簡単に申告できます。
- 複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信できます。
- 無料のeLTAX対応ソフト(PCdesk)が提供されています。
- 市販の税務会計ソフト(eLTAX対応)で作成した申告データ等を利用できます。



**詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。**

**<https://www.eltax.lta.go.jp/>**

eLTAXのご利用時間 8:30～24:00（月～金曜日 及び 毎月最終土曜日と翌日の日曜日）  
ただし、祝日と年末年始12/29～1/3を除きます。  
なお、繁忙期には休日でもご利用いただける場合があります。

eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXは、地方税法に基づき設立された地方共同法人である「地方税共同機構」が管理運営しています。

川崎市  
電子申告率  
65%!

- 6 -

## 4 申告書の提出期限及び提出先

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は令和7年1月31日(金)までに、かわさき市税事務所資産税課償却資産担当へ提出してください。提出期限間近になりますと窓口が大変混み合いますので、早期提出に御協力をお願いします。

## 5 課税標準の特例と非課税

### (1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産は、課税標準の特例が適用されます。該当する資産を所有する場合は、「課税標準の特例該当償却資産明細書」を提出していただくか、資産の種類、適用条文ごとに該当する資産を記載した種類別明細書の作成をお願いします。特例が適用される最初の年度は確認書類も提出してください。

#### <課税標準の特例の対象となる償却資産の例>

対象資産	根拠規定 (地方税法)	特例割合	確認書類	
家庭的保育事業実施施設	第349条の3第27項	1/3(注)	認可を得たことを証明する書類	
居宅訪問型保育事業実施施設	第349条の3第28項			
事業所内保育事業実施施設(利用定員5人以下)	第349条の3第29項			
被災償却資産の代替償却資産	第349条の3の4	1/2	20ページを御覧ください。	
総合効率化事業者新設・増設倉庫附属機械設備	附則第15条	3/4 一部1/2	総合効率化計画の認定書類等	
汚水又は廃液の処理施設		1/2(注)	水質汚濁防止法に基づく特定施設届出書等	
特定再生可能エネルギー発電設備		第25項第1号	1/2(注)	再生可能エネルギー発電設備認定通知書 補助事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類 出力規模等が確認できる資料(仕様書・見積書)等
		第25項第2号	11/14(注)	
		第25項第3号	7/12(注)	
		第25項第4号	1/3(注)	
雨水貯留浸透施設		第41項	1/6(注)	21ページを御覧ください。
中小企業等経営強化法の先端設備等		第44項	1/2	18ページを御覧ください。
中小企業等経営強化法の先端設備等(賃上)	1/3			

一部特例については後のページに説明がありますのでそちらも御覧ください。  
 注)地方自治体が特例率を条例で定めることができる仕組み「わがまち特例」が導入されています。  
 上記以外の「わがまち特例」については、ホームページから御覧ください。  
 (<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000038964.html>)





(2) 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する非課税資産を所有している場合は、「種類別明細書（非課税の適用のあるもの）」（川崎市様式）を提出していただくか、資産の種類、適用条文ごとに該当する資産を記載した種類別明細書の作成をお願いします。該当する資産を新たに取得した場合は、「固定資産税・都市計画税非課税認定申請書」及び確認書類も併せて提出してください。詳細についてはかわさき市税事務所資産税課償却資産担当までお問い合わせください。

<非課税の対象となる償却資産の例>

対象資産	根拠規定 (地方税法第 348 条)	確認書類
学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産 学校法人等が設置する寄宿舎で直接その用に供する固定資産	第 2 項第 9 号	定款、認可証等
社会福祉法人が保護施設の用に供する固定資産	第 2 項第 10 号	定款、法人登記簿謄本、認可証又は指定書等  (施設及び事業例) 救護施設 授産施設 小規模保育 保育所 児童養護施設 児童発達支援センター 認定こども園 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 福祉ホーム 身体障害者福祉センター 老人デイサービス 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 事業所内保育事業
社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産	第 2 項第 10 号の 2	
社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産	第 2 項第 10 号の 3	
学校法人等が認定こども園の用に供する固定資産	第 2 項第 10 号の 4	
社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産	第 2 項第 10 号の 5	
社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産	第 2 項第 10 号の 6	
社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産	第 2 項第 10 号の 7	
更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産	第 2 項第 10 号の 8	
介護保険法の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が包括的支援事業の用に供する固定資産	第 2 項第 10 号の 9	
児童福祉法の規定により事業所内保育事業の認可を得た者が事業所内保育事業（利用定員が 6 人以上）の用に供する固定資産	第 2 項第 10 号の 10	
公益社団法人等が学術研究の用に供する固定資産	第 2 項第 12 号	定款、法人登記簿謄本等

課税標準の特例・非課税の申請書等は川崎市HPからダウンロードできます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000053635.html>)



# Ⅲ 申告書の書き方（記載例）

## 1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

提出していただく書類は「償却資産申告書」及び「種類別明細書」です。下記例を参考に各項目を記載してください。なお、本市に既に申告をされている方には、前年度までの申告内容等を事前印字しています。印字されている項目に変更、誤り等がありましたら訂正をしてください。

令和 7 年度  
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和 7 年 1 月 18 日  
あて先 川崎市長(川崎区分)  
210-0004  
川崎市川崎区 宮本町1

個人番号又は法人番号  
業種目 (資本金等の額) 1,200 (千円)  
事業開始年月 令和6年3月  
この申告に回答する者の氏名及び氏名  
税理士等の氏名

短縮耐用年数の承認  
増加償却の届出  
非課税該当資産  
課税標準の特例  
特別償却又は圧縮記帳  
税務会計上の償却方法  
青色申告

住所  
氏名  
住所、氏名(屋号があれば屋号も)及び電話番号を記載してください。押印は不要です。

個人番号又は法人番号  
個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を右詰めで記載してください。個人番号を記載した申告書を提出する際は、個人番号カード等の本人確認資料をお持ちください。郵送及び新規に電子申告を行う場合は確認資料の写しを添付してください。なお、番号の記載がない場合でも申告書は有効なものとして受理します。  
(1) 本人が申告書を提出する場合  
番号確認資料 個人番号カード、通知カード等  
身元確認資料 個人番号カード、運転免許証等  
(2) 代理人が申告書を提出する場合  
番号確認資料 本人の個人番号カード、通知カード等の写し  
身元確認資料 代理人の個人番号カード、運転免許証、税理士証票等  
代理権確認資料 委任状、税務代理権確認書等

市(区)町村内における事業所等資産の所在地  
資産の所在地を記載してください。  
なお、区内に2か所以上資産の所在地がある場合は、主たる資産の所在地の番号を○で囲んでください。

借用資産  
該当する方を○で囲み、借用資産がある場合は、貸主の名称等を記載してください。

事業所用家屋の所有区分  
該当する方を○で囲んでください。

備考(添付書類等)  
該当する項目を○で囲んでください。  
申告内容に異動がない場合は、「2 資産の異動なし」を○で囲んでください。  
また、事業を行っている方で償却資産を所有されていない方は、「3 該当資産なし」を○で囲んでください。  
このほか、次のような事項を記載してください。  
(1) 「増加償却の届出書の写」「県知事の許可証の写」等、添付した書類の名称  
(2) その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

所有者コード(11桁)  
本市から送付した印字済の申告書を使用しない場合は転記してください。

取得価額  
(イ)「前年前に取得したもの」  
令和6年度申告書の差引額欄(二)の額を記載してください。令和6年度の申告がされている方には、申告内容を印字してあります。  
(ロ)「前年中に減少したもの」  
令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産の取得価額を種類別に記載してください。  
(ハ)「前年中に取得したもの」  
令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別に記載してください。  
(ニ)「計(イ)-(ロ)+(ハ)」  
(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した、取得価額を種類別に記載してください。

※評価額、※決定価格、※課税標準額  
電算処理方式により申告を行う場合のみ記載してください。

資産の種類	取得価額		減価償却累計額		課税標準額	
	前年	今年	前年	今年	前年	今年
1 構築物	3,000,000	2,300,000	3,000,000	3,700,000		
2 機械及び装置	6,500,000		8,000,000	7,500,000		
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品	3,450,000		5,100,000	3,990,000		
7 合計	12,950,000	2,300,000	4,540,000	15,190,000		

川崎市 川崎区 宮本町1  
川崎市川崎区宮本町1  
川崎市川崎区宮本町8  
川崎市川崎区東山町1-1-1  
川崎市川崎区鋼管通2-3-7  
貸主の名称等  
川崎市高津区下作延2丁目8-1  
高津○○リース株式会社

事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家  
備考(添付書類等)  
該当する項目に○をつけてください。  
① 資産の異動あり ② 資産の異動なし ③ 該当資産なし  
④ 既償・既取・既出等(令和 年 月 日)

令和6年10月1日、川崎南支店が東門前2 1 1 から鋼管通2-3-7へ移転

川崎市 川崎区 宮本町1  
川崎市 川崎区 宮本町1  
川崎市 川崎区 宮本町1  
川崎市 川崎区 宮本町1

注1：※欄は、電算処理により申告を行う場合のみ記載してください。  
注2：該当資産のない場合でも、備考欄の「3 該当資産なし」に○をつけて提出してください。

住所、氏名(屋号があれば屋号も)及び電話番号を記載してください。押印は不要です。

個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を右詰めで記載してください。個人番号を記載した申告書を提出する際は、個人番号カード等の本人確認資料をお持ちください。郵送及び新規に電子申告を行う場合は確認資料の写しを添付してください。なお、番号の記載がない場合でも申告書は有効なものとして受理します。

本人が申告書を提出する場合  
番号確認資料 個人番号カード、通知カード等  
身元確認資料 個人番号カード、運転免許証等  
代理人が申告書を提出する場合  
番号確認資料 本人の個人番号カード、通知カード等の写し  
身元確認資料 代理人の個人番号カード、運転免許証、税理士証票等  
代理権確認資料 委任状、税務代理権確認書等

事業種目(資本金等の額)  
例えば、「自動車部品製造業」「乳製品販売業」等のように具体的に記載してください。法人にあっては、資本金等の額も記載してください。

事業開始年月  
事業を開始した年月を記載してください。

この申告に回答する者の係及び氏名  
税理士等の氏名  
この申告書の内容について応答できる方の氏名及び電話番号を記載してください。

短縮耐用年数の承認  
増加償却の届出  
非課税該当資産  
課税標準の特例  
特別償却又は圧縮記帳  
税務会計上の償却方法  
青色申告

該当する方を○で囲んでください。  
このうち、⑧に該当する場合は国税局長の耐用年数の短縮承認通知書の写しを、⑨に該当する場合は税務署長への増加償却の届出書の写しを、⑩又は⑪に該当する場合は確認書類等(7、8ページ参照)を添付してください。

市(区)町村内における事業所等資産の所在地  
資産の所在地を記載してください。  
なお、区内に2か所以上資産の所在地がある場合は、主たる資産の所在地の番号を○で囲んでください。

借用資産  
該当する方を○で囲み、借用資産がある場合は、貸主の名称等を記載してください。

事業所用家屋の所有区分  
該当する方を○で囲んでください。

備考(添付書類等)  
該当する項目を○で囲んでください。  
申告内容に異動がない場合は、「2 資産の異動なし」を○で囲んでください。  
また、事業を行っている方で償却資産を所有されていない方は、「3 該当資産なし」を○で囲んでください。  
このほか、次のような事項を記載してください。  
(1) 「増加償却の届出書の写」「県知事の許可証の写」等、添付した書類の名称  
(2) その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

所有者コード(11桁)  
本市から送付した印字済の申告書を使用しない場合は転記してください。

取得価額  
(イ)「前年前に取得したもの」  
令和6年度申告書の差引額欄(二)の額を記載してください。令和6年度の申告がされている方には、申告内容を印字してあります。  
(ロ)「前年中に減少したもの」  
令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産の取得価額を種類別に記載してください。  
(ハ)「前年中に取得したもの」  
令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別に記載してください。  
(ニ)「計(イ)-(ロ)+(ハ)」  
(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した、取得価額を種類別に記載してください。

※評価額、※決定価格、※課税標準額  
電算処理方式により申告を行う場合のみ記載してください。

## 2 種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和7年1月1日現在所有されている全ての資産を記載してください。なお、本市に既に申告をされている方には、前年度までの申告内容等を事前印字しています。資産に異動があった場合は、下記例を参考に修正をしてください。

### ① 資産の種類

1～6の数字で記載してください。  
 構築物-1 機械及び装置-2 船舶-3  
 航空機-4 車両及び運搬具-5  
 工具、器具及び備品-6

### ② 資産の名称等

資産の名称及び型式等を20文字以内で記載してください。  
 (1) 船舶は、登録船名及び船舶の種類を記載し、摘要欄に船舶登録番号、総トン数及び船籍港を記載してください。  
 (2) 大型特殊自動車は、品名及び型式を記載し、摘要欄に寸法（全長・全幅・全高）及び総排気量を記載してください。

### ③ 数量

資産の数量を修正する場合は、変更後の数量を記載してください。  
 増加資産は、その数量を記載してください。

### ④ 取得年月

資産を実際に取得した年月を記載してください。1月1日取得の場合は、その旨を摘要に記載してください。「年号」欄は、令和が「5」又は「R」、平成が「4」又は「H」、昭和が「3」又は「S」となります。

### ⑤ 取得価額

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費を含む。）を記載してください。  
 取得価額の算出方法は、原則として法人税法又は所得税法の取扱いと同じです。  
 (1) 改良に係る支出分については、本体分とは別に記載してください。  
 (2) 圧縮記帳は評価上認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記載してください。

行番	資産コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	摘要
01	140100101	コンクリート舗装	H1403	2000000	154.01	【記載例1】 R6.7 資産入れ替えのため 除却
02	141000101	広告塔	H0901	700000	154.10	【記載例2】 R6.8 広告塔の一部を撤去
03	241500101	オープン	H1403	5000000	104.15	
04	241500102	化学調味料製造設備	H1404	1500000	74.15	【記載例3】 "1120省令改正"による 耐用年数の変更
05	641500103	エアコン	H1404	4500000	64.15	
06	641500104	イス・テーブル	H1404	2000000	104.15	【記載例4】 取得年月日、耐用年数の 申告誤り
07	641600101	冷蔵庫	H1502	1000000	64.16	
08	1	コンクリート舗装	1 50610	3000000	15	【記載例5】
09	2	かん詰製造設備	1 42209	1000000	10	【記載例6】 R6.3 東京都大田区から
10	6	パソコン	2 50510	5100000	1	【記載例6】 令和6年度 申告もれ資産
20		小計		13190000		

### ⑥ 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる法定耐用年数を記載してください。  
 (1) 短縮耐用年数の承認を受けたものにあつてはその耐用年数を記載してください。  
 (2) 中古資産の見積耐用年数によるものにあつてはその耐用年数を記載してください。

### ⑦ 課税標準の特例

前年度までに課税標準の特例及び減免が適用される資産を申告されている場合に表示されます。

### ⑧ 増加事由

該当するものの番号を○で囲んでください。  
 1-新品取得 2-中古品取得  
 3-移動による受入れ 4-その他

### ⑨ 摘要

- (1) 新たに申告する次の資産は、例示のように記載してください。
- a 取替資産の承認を受けた資産……取替資産
  - b 耐用年数の短縮の承認を受けた資産…短縮 R6.8 承認
  - c 中古見積耐用年数を適用した資産……中古見積
  - d 課税標準の特例が適用される資産……附則15条3項
  - e 増加償却の届出をした資産……増加償却 R6.1～R6.12 20%
  - f 市外又は他区から移動した資産……R6.3 東京都大田区から
  - g 申告もれ資産……令和6年度申告もれ資産
  - h 1月1日取得資産……1月1日取得
- (2) 減少した資産は、例示のように記載してください。
- a 売却により減少した資産……減少した時期、売却先の名称等
  - b 滅失により減少した資産……減少した時期、滅失の理由等
  - c 移動により減少した資産……減少した時期、受入先の所在地等
  - d 一部減少した資産……減少した時期、減少前の数量、減少した数量・取得価額

### 【記載例1】（資産が減少した場合）

「資産の名称等」から「耐用年数」までを二重線で抹消し、「摘要」欄に事由を記載してください。「資産コード」は抹消しないように注意してください。

### 【記載例2】（資産が一部減少した場合）

「取得価額」を二重線で抹消し、上段に残った取得価額を、「摘要」欄に事由を記載してください。

### 【記載例3】（耐用年数を修正する場合）

税制改正等により耐用年数を修正する場合は、改正年度も併せて「摘要」欄に記載してください。

### 【記載例4】（資産の項目を修正する場合）

修正する項目を二重線で抹消し、その上段に修正後の内容を記載して、「摘要」欄に事由を記載してください。

### 【記載例5】（資産が増加した場合）

空白の行に「資産の種類」、「資産の名称等」から「増加事由」まで記載し、「増加事由」が「1 新品取得」以外の場合は「摘要」欄に事由を記載してください。

### 【記載例6】（移動や申告もれ等の資産）

移動や申告もれ等により今年度初めて申告する場合には「摘要」欄にその内容を記載してください。なお、移動による受入れの場合、取得年月は当初取得した年月を記載してください。

電算処理方式により申告を行う場合は、「減価残存率」、「価額」、「課税標準の特例」及び「課税標準額」も記載してください。

## IV 償却資産の課税について

### 1 課税標準、税率、税額、納期・納期限、免税点

(1) 課税標準

課税標準は、1月1日における償却資産の価格（課税標準の特例(7 ページ参照)の適用を受けるものは適用後の額）で償却資産課税台帳に登録されたものです。

(2) 税率

税率は100分の1.4です。

(3) 税額

税額(100円未満切捨て) = 課税標準額(1,000円未満切捨て) × 税率(1.4/100)

(4) 納期・納期限

固定資産税(償却資産)は、第1期(4月)、第2期(7月)、第3期(12月)及び第4期(翌年2月)の4回の納期に分けて納めていただきます。納期限は、各納期の末日になります。その日が、土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、それらの日の翌日が納期限となります。

(5) 免税点

同一区内に所有する償却資産の合計課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

### 2 価格等の決定、課税台帳の閲覧、審査の申出

(1) 価格等の決定

申告書に基づいて価格等を決定し、償却資産課税台帳に登録します。

(2) 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に価格等を登録した後、その旨を公示します。納税義務者等の方は、市税事務所・市税分室において償却資産課税台帳を閲覧することができます。

(3) 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、上記(2)の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。また、償却資産課税台帳に登録された価格以外の事項に不服がある場合には、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

### 3 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、国が定める固定資産評価基準により、取得価額を基準とし、耐用年数及び取得後の経過年数に応じた減価を考慮して求めます。なお、計算した評価額が取得価額の5%に満たない場合は、取得価額の5%の額となります。

具体的には、次の算式により求めます（rは耐用年数に応ずる定率法による減価率(年率)です。）。

前年中に取得した資産 (令和6年1月2日から令和7年1月1日に取得)	前年前に取得した資産 (令和6年1月1日以前に取得)
$\text{取得価額} \times \left( 1 - \frac{r}{2} \right)^{\ast 1} = \text{評価額}^{\ast 2}$ <p style="text-align: center;">減価残存率</p>	$\text{前年度評価額} \times (1 - r) = \text{評価額}^{\ast 2}$ <p style="text-align: center;">減価残存率</p>

※1 小数点以下第4位を四捨五入

※2 評価額の1円未満は切捨

<減価残存率表>

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年前取得 1 - r			前年中取得 $1 - \frac{r}{2}$	前年前取得 1 - r
2年	0.684	0.658	0.316	16年	0.134	0.933	0.866
3年	0.536	0.732	0.464	17年	0.127	0.936	0.873
4年	0.438	0.781	0.562	18年	0.120	0.940	0.880
5年	0.369	0.815	0.631	19年	0.114	0.943	0.886
6年	0.319	0.840	0.681	20年	0.109	0.945	0.891
7年	0.280	0.860	0.720	21年	0.104	0.948	0.896
8年	0.250	0.875	0.750	22年	0.099	0.950	0.901
9年	0.226	0.887	0.774	23年	0.095	0.952	0.905
10年	0.206	0.897	0.794	24年	0.092	0.954	0.908
11年	0.189	0.905	0.811	25年	0.088	0.956	0.912
12年	0.175	0.912	0.825	26年	0.085	0.957	0.915
13年	0.162	0.919	0.838	27年	0.082	0.959	0.918
14年	0.152	0.924	0.848	28年	0.079	0.960	0.921
15年	0.142	0.929	0.858	29年	0.076	0.962	0.924
				30年	0.074	0.963	0.926

## 4 評価額の計算例

- (1) 「令和6年2月取得、取得価額 347,000 円、耐用年数 5 年」の資産の場合

令和7年度

$$347,000 \text{ 円} \times \left( 1 - \frac{0.369}{2} \right) = 282,805 \text{ 円 (評価額)}$$

- (2) 「令和5年10月取得、取得価額 1,208,700 円、耐用年数 9 年」の資産の場合

令和6年度

$$1,208,700 \text{ 円} \times \left( 1 - \frac{0.226}{2} \right) = 1,072,116 \text{ 円 (前年度評価額)}$$

令和7年度

$$1,072,116 \text{ 円} \times (1 - 0.226) = 829,817 \text{ 円 (評価額)}$$

## 5 実地調査への御協力をお願い

本市では申告された後、地方税法第 403 条第 2 項及び第 408 条に基づき実地調査を行っています。調査に当たり、地方税法第 353 条の規定により、法人税（所得税）申告書類や決算書類の開示又は写しの提出を求め場合があります。また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、法人税（所得税）に関する書類の閲覧を行うことがあります。なお、調査に伴って修正申告をお願いすることがありますので、御理解と御協力をお願いします。

## 6 過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正による賦課決定は、現年度だけではなく過年度にも遡及（地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により 5 年度分）します。なお、過年度分において賦課することとなった場合は、通常の納期（13 ページ 1 (4) を参照）とは異なり、納期は 1 回となります。

## 7 不申告、虚偽の申告について

正当な理由がなく申告しない場合又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、地方税法第 385 条及び第 386 条並びに川崎市市税条例第 52 条の規定により、過料又は罰則を科されることがあります。

### 償却資産(固定資産税)の納付には、「口座振替」を御利用ください!

《次のいずれかの方法でお申込みいただけます。》

- ★インターネットでお申込み!  
《市税のWeb口座振替受付サービス》を御利用ください。  
窓口に向く必要がなく、申込書の記入や押印が不要です。  
納税通知書をご用意ください。  
【注意】法人名義の口座は、楽天銀行・PayPay銀行でのみ御利用いただけます。
- ★取扱金融機関の窓口でお申込み!  
通帳・届出印・納税通知書を御用意ください。  
川崎市内の店舗に申込用紙を配布しています。
- ★市税事務所・分室の窓口でお申込み!  
キャッシュカード・納税通知書を御用意ください。  
※カードの種類により御利用できない場合があります。



Web口座振替受付サイトはこちらから!



安全! 便利! 确实!

【口座振替納付】

★市税の口座振替納付について、詳しくは川崎市ホームページを御覧ください。

川崎市 口座振替 市税



## V よくある質問

### Q. 申告書が届いたら毎年必ず申告する必要がありますか？

A. 申告書が届きましたら申告をお願いします。なお、該当資産が無い方には3年に1度（次回は令和8年12月）、前年度の決定価格が100万円を下回る方には毎年、申告書に代えて制度周知のはがきをお送りしています。この場合は、資産に異動があった場合のみ申告をお願いします。

### Q. 資産に異動がない場合も毎年申告する必要がありますか？

A. 資産に異動がない場合であっても、その旨の申告をお願いします。申告書の「⑱備考」欄の「2 資産の異動なし」を○で囲んで申告書を提出してください。

### Q. 税務署への確定申告とは別に、償却資産の申告もしなくてはならないのですか？

A. 税務署への申告は国税に関するものであり、市税事務所への申告は地方税（固定資産税）に関するものです。税務署への申告とは別に、償却資産の申告が必要です。

### Q. 事業を行っているが償却資産を所有していない場合は申告の必要がありますか？

A. 「⑱備考」欄の「3 該当資産なし」欄に○をつけて申告書を提出してください。

### Q. お店を開業して償却資産の申告をしましたが、事業をしている間はずっと課税されるのでしょうか？

A. 資産の取得価額等から算出する課税標準（13ページ参照）が150万円（免税点）を下回ると課税されません。

### Q. 申告書用紙の送付が不要な場合はどうすればよいですか？

A. 「⑱備考」欄に送付不要の旨を記載して申告書を提出してください。次年度から用紙一式の送付を控えさせていただきます。

### Q. 申告書の用紙が足りないのですが・・・

A. 川崎市ホームページから申告書と種類別明細書のダウンロードができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000053635.html>)



### Q. 申告書の書き方がわからないのですが・・・

A. 記載方法を御案内しますので、作成資料として法人税又は所得税の申告書の控え及び固定資産台帳・減価償却資産明細書等の償却資産の状況がわかる書類を御用意の上、かわさき市税事務所資産税課償却資産担当の窓口（平日 8:30～17:00）へお越しく下さい。

**Q. 償却資産を改良したのですが、申告が必要ですか？**

A. 必要です。償却資産の改良のため支出した金額(資本的支出)がある場合は、本体部と区別して申告をお願いします。この場合、本体と同一の耐用年数を御使用ください。

**Q. ブルドーザーやクレーン車を所有しているのですが、申告が必要ですか？**

A. ブルドーザーやクレーン車のような大型特殊自動車は、自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の課税対象とならないため申告が必要です。ナンバープレートの有無は申告の対象を判断するものではありません。

**Q. 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却が終わった減価償却資産も償却資産の申告をしなければならないのですか？**

A. 償却済となった資産でも、事業の用に供することができる状態にある限り、申告をする必要があります。なお、償却資産の評価額の最低限度額は取得価額の5%です。国税の取扱い(5ページ参照)とは異なります。

**Q. 川崎区と中原区に資産があります。一枚の申告書で合算して申告していいのですか？**

A. 川崎市内で異なる区に資産がある場合は、合算せず区ごとに申告をしてください。(例えば、川崎区と中原区に資産があった場合、二枚の申告書を作成してください。)

**Q. 引越しをした場合には何か手続きが必要ですか？**

A. 申告書の住所欄に新しい住所を記載していただくか、右の専用フォームから連絡してください。今後、書類は新しい住所に送付します。

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/70c9c363-d825-4a0e-9270-fb048ce69f38/start>)



**Q. 区役所に提出できますか？**

A. 区役所(支所・出張所)への申告書の提出はできません。提出先の誤りが大変多くなっております。

**Q. 転出・廃業したのですが・・・**

A. 転出・廃業等により、申告すべき資産が本市区内になくなった場合は、かわさき市税事務所資産税課償却資産担当までお知らせください。

**Q. 設備の設置費用は申告の対象となりますか？**

A. 資産の取得価額は購入代価とその資産を事業の用に供するために直接要した費用が含まれます。設置費用等の付帯費を含めて御申告ください。



# 固定資産税の特例措置等の御案内

## 中小事業者等が新規取得した生産性向上や賃上げ促進に資する機械装置等に係る特例措置

中小事業者等が「川崎市導入促進基本計画」に合致する「先端設備等導入計画」を策定し、本市の認定を受けて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した一定の機械装置等について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り固定資産税の課税標準が2分の1になります。

さらに「先端設備等導入計画」に従業員へ一定の賃上げ方針の表明を記載した場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した場合は5年度分、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した場合は4年度分に限り、固定資産税の課税標準が3分の1になります。

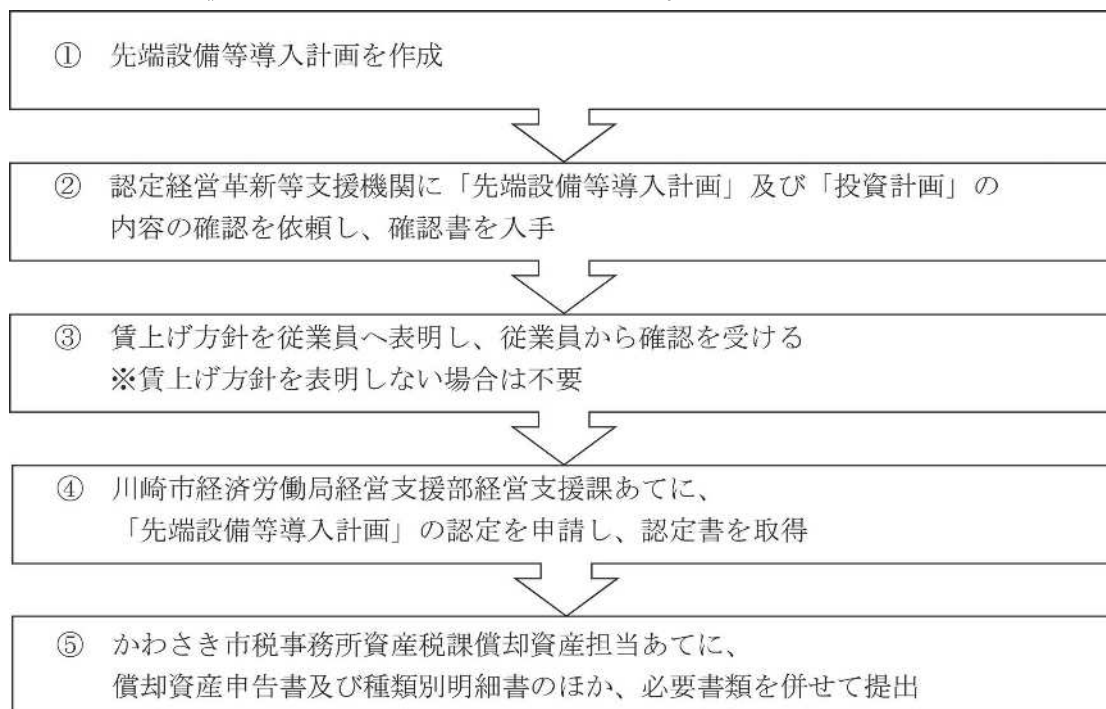
※令和5年度税制改正により、根拠法令、特例の対象となる資産、適用年度・特例割合及び提出書類の様式等が変更となりました。税制改正前の制度については、川崎市ホームページを御確認ください。

(<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000102433.html>)



### (1) 手続方法

申告までの手続方法の流れは次のとおりです。



### (2) 特例の対象となる者

中小事業者等が特例の対象となります。中小事業者等とは次のいずれかに該当する者です（全業種の全事業が対象です。）。

個人の場合	常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
法人の場合	資本金の額若しくは出資金の額の総額が1億円以下の法人のうち、みなし大企業以外の法人
	資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(3) 特例の対象となる資産

設備等の種類	取得時期	取得価額	その他の要件
機械及び装置	令和5年 4月1日 ～ 令和7年 3月31日	160万円以上	①事業の用に供されたことのないもの ②商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するもの ③投資計画（年平均の投資利益率5%以上）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なもの
測定・検査工具		30万円以上	
器具備品		30万円以上	
建物附属設備	60万円以上		

(4) 適用年度・特例割合

新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を2分の1とします。

さらに、「先端設備等導入計画」に従業員へ賃上げ方針（当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して、増加率が1.5%以上となる賃上げ方針）の表明を記載した場合は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した場合は5年度分、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した場合は4年度分に限り課税標準を3分の1とします。

(5) 提出書類

償却資産申告書及び種類別明細書のほか、下記①～⑦の書類を提出してください。

提出書類
① 川崎市様式「課税標準の特例該当償却資産明細書」
② 「先端設備等導入計画に係る認定申請書」（別紙「先端設備等導入計画」を含む。）の写し
③ 「先端設備等導入計画の認定書」の写し
④ 認定経営革新等支援機関が発行する「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し
⑤ 「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」の写し （※賃上げ方針を表明していない場合には、提出不要です。）
⑥ 公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」の写し及び「リース契約書」の写し（※「先端設備等導入計画」の申請者が申告を行う場合には、提出不要です。）
⑦ 川崎市様式「生産性向上や賃上げ促進に資する機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート」

## 震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に係る特例措置

被災者生活再建支援法が適用されることとなった震災、風水害、火災その他の災害（「震災等」といいます。）により滅失し、又は損壊した償却資産（「被災償却資産」といいます。）の所有者等が、一定の区域及び期間内において、被災償却資産に代わるものと認められる償却資産の取得又は被災償却資産の改良を行った場合に、当該取得又は改良が行われた償却資産（「代替償却資産」といいます。）について、最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分に限り、固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置が設けられています。

(1) 特例の対象となる者

被災償却資産の所有者等

(2) 特例の対象となる区域

震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域

(3) 特例の対象となる資産

ア 期間

震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間

イ 対象資産（代替償却資産）

(ア) 被災償却資産に代わるものとして取得が行われた償却資産

(イ) 損壊した償却資産の改良を行った場合における当該改良が行われた償却資産（改良費に該当するもの）

(4) 適用年度・特例割合

償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分に限り、固定資産税の課税標準を2分の1とします。

また、地方税法第349条の3又は地方税法附則第15条から第15条の3までの規定による課税標準の特例と重複して適用することができます。

(5) 提出書類

償却資産申告書及び種類別明細書のほか、下記の書類を提出してください。

提出書類
① 川崎市様式「課税標準の特例該当償却資産明細書」
② 川崎市様式「震災等に係る被災代替償却資産特例申告書」

その他、本市以外の市町村で被災した被災償却資産について、本市（一定の区域に該当することとなった場合）で、その代替償却資産を取得又は被災償却資産の改良を行った場合、又は代替償却資産の所有者が被災償却資産の所有者の相続人である場合や合併法人等である場合等についても、特例の適用が認められます。

## 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設に係る特例措置

特定都市河川（鶴見川水系）の流域において、特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき、「雨水貯留浸透施設整備計画」を作成し、本市から当該計画の認定を受けた者が、当該計画に基づき浸水被害対策のため設置した雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を6分の1とする特例措置が設けられています。

## 一体型滞在快適性等向上事業に係る軽減措置

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、民間事業者等（土地所有者等）が市町村による公共施設の整備等の取組と併せて民地のオープンスペース化を行った場合、当該土地の上に設置された償却資産は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分に限り、固定資産税の課税標準を3分の1とする特例措置が設けられています。

## 水素ステーション及び充電設備に係る減免措置

令和2年11月に策定した2050年までのCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の取組の一環として、スマートムーブの推進に向けた水素ステーション及び充電設備の設置促進を税制面から支援するため、これらの設備に係る固定資産税の減免措置を創設し、取得後一定期間の税額をゼロとします。詳細は川崎市HPを確認してください。

	対象資産	確認書類
水素ステーション	令和3年1月2日から令和7年3月31日までに取得した地方税法に規定された固定資産税等の課税標準の特例適用資産	減免申請書、燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金に係る交付決定通知書の写し（水素ステーションのみ）
充電設備	令和3年1月2日以降に取得したもので、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助対象充電設備型式一覧表に記載のある充電器及びその設置のための付帯工事	

注) 水素ステーションは次の要件を満たしているものが課税標準の特例適用資産となります。

- ・電気を動力源とする自動車で内燃機能を有していないものに水素を充填するための設備
- ・「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助」を受けて取得したもの
- ・一基の取得価額が1.5億円以上のもの

# 償却資産の御案内

## 1 償却資産とは

償却資産とは、事業を行っている方が、その事業のために所有している資産(構築物、機械、器具及び備品等)をいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

## 2 対象となる方

個人、法人を問わず、1月1日(賦課期日)において、川崎市内で事業を行っている方が対象となります。

## 3 申告対象となる資産

土地・家屋として課税されているもの以外の事業の用に供する資産です。

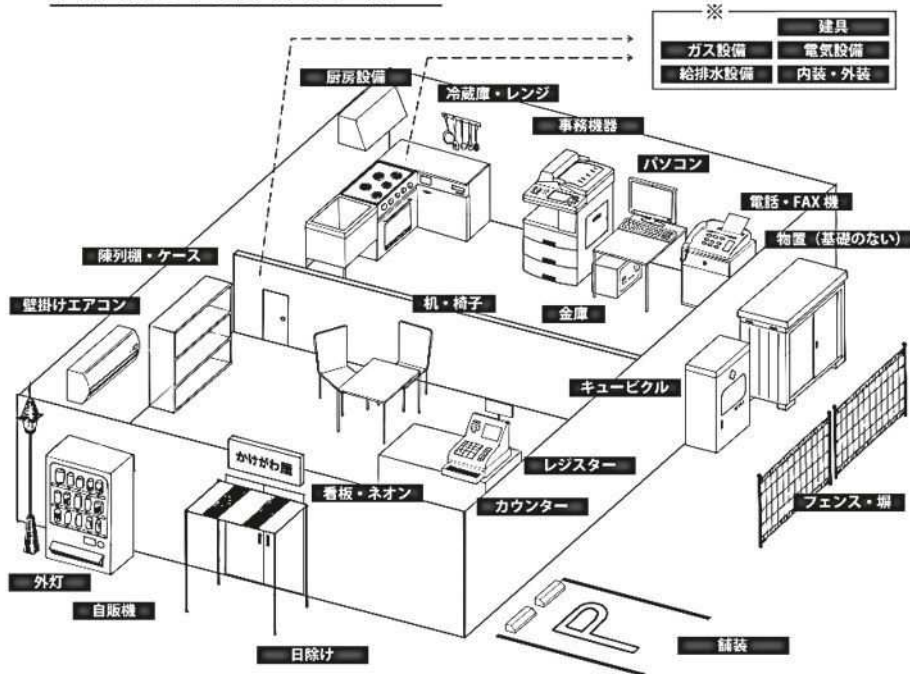
## 4 特定附帯設備について\*

賃借人(テナント)等の家屋の所有者以外の方が取り付けた事業用の内装及び建築設備などは、償却資産の申告対象です。賃借人(テナント)の方が申告してください。

## 5 家屋と償却資産の区分

建物勘定や建物附属設備勘定に経理されているものであっても、固定資産税における「家屋」に含まれない資産は償却資産の申告対象になります。

申告対象となる償却資産の例



業種	主な償却資産の例 [ ]内の数字は資産の標準的な耐用年数です
共通	事務机[15]、事務椅子[15]、応接セット[8]、ロッカー[15]、キャビネット[15]、金庫[5 手掘り又は20その他]、壁掛けエアコン[6]、POSレジ[5]、タイムレコーダー[5]、消火器[10]、PC[4]、サーバー[5]、LAN配線[10]、コピー機[5]、外灯[10]、日除け[15 金属製又は8その他]、袖看板[18 金属製又は10その他]、広告用看板[20 金属製又は10その他]、立看板[3]、蓄電池設備[6]、キュービクル[15]、舗装路面[10 アスファルト敷又は15 コンクリート敷]、屋外給排水設備・屋外ガス設備[15]、電力引込設備[15]
飲食業	飲食店業用機械及び装置(厨房機器等)[8]、食事・厨房用品[2 陶磁器、ガラス製又は5その他]、テーブルセット[5]、テレビ[5]、カラオケ[5]、冷蔵庫[6]、ネオンサイン[3]
理容業・美容業	理・美容機器(理・美容椅子、タオル蒸器、パーマ器等)[5]、湯沸器[6]
クリーニング業	洗濯業用機械及び装置(洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機等)[13]、家庭用類似の洗濯機[6]
小売業 野菜、果実、食肉、鮮魚、酒類等	飲食料品小売業用機械及び装置(切断機、加工機、洗浄機、除去機等)[9]、秤[5]、陳列ケース[6 冷凍機付及び冷蔵機付又は8その他]、冷蔵庫[6]、自動販売機[5]

## 申告書の提出・お問合せ先

### かわさき市税事務所資産税課 償却資産担当

〒210-8576

川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 3 階

TEL 044-200-1321(川崎区・幸区)

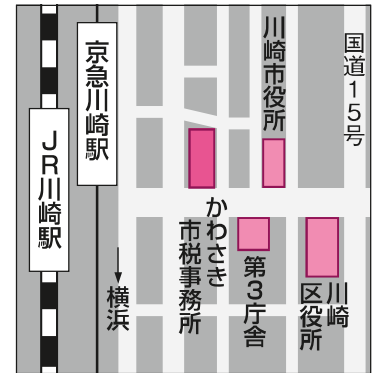
044-200-1322(中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区)

FAX 044-200-3935

#### 【アクセス】

JR 川崎駅 中央東口から徒歩 7 分

京浜急行線京急川崎駅 中央口から徒歩 4 分



申告書は各市税事務所・市税分室の窓口でも受け付けています。

償却資産に関するお問合せや御相談は償却資産担当へお願いします。

事務所	所在地	電話番号	最寄り駅
みそのくち市税事務所資産税課	〒213-8576 高津区下作延2-7-60	044-820-6567	JR南武線 武蔵溝ノ口駅 東急田園都市線・大井町線 溝の口駅
こすぎ市税分室資産税担当	〒211-8570 中原区小杉町3-245 中原区役所3階	044-744-3243	JR武蔵小杉駅 東急東横線・目黒線 武蔵小杉駅
しんゆり市税事務所資産税課	〒215-8576 麻生区万福寺1-2-2 新百合トウェンティワン5階	044-543-8973	小田急小田原線・多摩線 新百合ヶ丘駅

## 申告書の提出の前に・・・

申告書に連絡先は記載されていますか？

申告書の右上に所有者コードは記載されていますか？

本市から送付した申告書以外の用紙で申告をする場合は、所有者コードを転記してください。

住所欄に納税通知書の送付先が記載されていますか？

種類別明細書は正しく記載されていますか？

取得年月、取得価額、耐用年数の記載もれがないか確認してください。

控の返送が必要な場合、切手を貼付した封筒は同封されていますか？

令和6年10月1日(火)から郵便料金に変更されています。

定形郵便	84円, 94円→110円
定形外50g以内	120円→140円
定形外100g以内	140円→180円

郵送の場合、宛先は、「かわさき市税事務所 資産税課 償却資産担当」になっていますか？

# 川崎市